



414
A 345

大正十一年四月
隈侯爵邸寄贈



鑲山
通前二議

敬芥

方今各局有志之士其公議上達未獲用亦本業在
四海是願也

中程澤を仰望し候に依りて座を充るる事古者考し初也
之に及令解直に候臣たりとも由局前存之候と存候
建言可仕る由る候事仕店に付御部所候芥并は採用
に事本業を以て思ひ候一端も思事也 上表するとも
敢て申候事も有る候事之に及所消是者も考慮

氣運し形志むるを色水何ん人方し意せざるあり
然るに死勢に衰へたるより其失費も債不足上たし
是に其供仕格正し其兵一者其死経を以て一者人方
を以て一者賄賂を以て言重敷するより一者損失あり
有るを以て之を高し高りし今建敷するに及ぶ全信に如き
形にこれ元治元年以来六七年も打過きしを以て格正
様指し其本歳其次も杉平出初格正地を以て全信
多死し田の格正し目高見よし杉格正地を以て其格正
整取り客を以て多し一歳に及ぶ銀山役人共其建敷格正

揺索し者甚多し其果し其致敷し其死中に経あり
経者全信の胎胎する交又一ふりしと建敷平信格正
トし唱し由有因に候ふより言ふ公に其地にも色し
別開示し其開業相成り格正し其格正し其本元之
其頃既初定し其出た其連し格正し其出張し其其
先小窩の格正し其格正し其格正し其格正し其格正
出産し格正し其格正し其格正し其格正し其格正
刀持格正し其格正し其格正し其格正し其格正
諸君を以て其格正し其格正し其格正し其格正し其格正

此の稿を以て正統指し示すは、其の意は、
此の稿を以て正統指し示すは、其の意は、
此の稿を以て正統指し示すは、其の意は、
此の稿を以て正統指し示すは、其の意は、
此の稿を以て正統指し示すは、其の意は、
此の稿を以て正統指し示すは、其の意は、
此の稿を以て正統指し示すは、其の意は、
此の稿を以て正統指し示すは、其の意は、
此の稿を以て正統指し示すは、其の意は、
此の稿を以て正統指し示すは、其の意は、

廟堂おのりて、
作し其教を以て

十月

拜領
垣底長郎 不
天沢原次郎

規則書切の案

方考規則書

- 一 組合の領地社中各段及正法上より地事
- 一 地事と組合各段ありて、
在例の如く正法各段、
正法の上段より正法の下段
一人以上ある以下と組合各段、
正法の上段より正法の下段

世榮
何

何

何

何

何

何

何

何

何

何

何

何

何

